３　専門調査会の調査審議以外の業務について

専門委員の業務は、専門調査会における専門の事項に関する調査審議が中心となりますが、食品安全委員会の活動の中で、意見交換会に参加していただくなど、専門調査会での調査審議以外の業務に携わっていただくことがあります。これまで専門委員に御担当いただいた専門調査会での調査審議以外の業務のうち主なものを以下のとおり御紹介します。（敬称略）

なお、回数は平成１７年９月末時点のものです。

１　リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションの実施に当たって、専門の学識経験を有する専門委員に御参加いただき、専門調査会における調査審議の状況、結果等を含め、食品の安全性の確保に関する正確な情報の提供に御協力いただいています。

（１）意見交換会

○平成１５年度・・・　３回

企画専門調査会	２人
リスクコミュニケーション専門調査会	４人
遺伝子組換え食品等専門調査会	１８人

○平成１６年度・・・１４回

リスクコミュニケーション専門調査会	５人
動物用医薬品専門調査会	２人
プリオン専門調査会	１４人
肥料・飼料等専門調査会	２人
微生物専門調査会	２人

○平成１７年度・・・　２回

汚染物質専門調査会	２人

（２）食品安全モニター会議

○平成１６年度・・・１０回

添加物、農薬、動物用医薬品、汚染物質、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等　各専門調査会	１０人

○平成１７年度・・・１０回

添加物、農薬、動物用医薬品、汚染物質、微生物、ウイルス、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等　各専門調査会	１０人

（※人数はのべ人数）

2　国際会合への出席

国際リスク評価機関の会合を始め、食品の安全性の確保に関する国際会合に御出席いただき、海外のリスク評価機関との連携、食品健康影響評価に必要な科学的知見の充実等に御協力いただいています。

○平成１５年度・・・３回
　鈴木勝士（農薬専門調査会）、大野泰雄（添加物専門調査会）、
　春日文子（緊急時対応専門調査会）
○平成１６年度・・・７回
　西川秋佳（添加物専門調査会）、高木篤也（農薬専門調査会）、
　澤田純一（遺伝子組換え食品等専門調査会）、
　春日文子（微生物専門調査会）、吉田緑（農薬専門調査会）、
　広瀬明彦（器具・容器包装専門調査会）、
　廣瀬雅雄（化学物質専門調査会）
○平成１７年度・・・５回
　西川秋佳（添加物専門調査会）、渡邉治雄（微生物専門調査会）、
　吉川泰弘（プリオン専門調査会）、
　澤田純一（遺伝子組換え食品等専門調査会）、
　高木篤也（農薬専門調査会）

3　食品健康影響評価技術研究運営委員会（平成１７年度）

食品健康影響評価技術研究の効率的かつ効果的な実施のために開催される運営委員会の構成員として専門委員に御参加いただき、研究領域の決定、研究課題の審査、技術研究の評価等に御協力いただいています。

○第１回運営委員会
　佐々木珠美（企画専門調査会）、立松正衛（化学物質専門調査会）、
　吉川泰弘（プリオン専門調査会）、
　池上幸江（遺伝子組換え食品等、新開発食品　両専門調査会）
○第２回運営委員会
　吉川肇子（リスクコミュニケーション専門調査会）、立松正衛、
　池上幸江
○研究課題候補に係る第１回ヒアリング
　佐々木珠美、吉川肇子、池上幸江
○研究課題候補に係る第２回ヒアリング
　佐々木珠美、池上幸江
○第３回運営委員会
　佐々木珠美、吉川肇子、丸山務（微生物専門調査会）、池上幸江

4　国会への参考人招致（平成１７年度）

食品安全委員会としてお願いしている業務ではありませんが、国会の委員会が、国民の関心が高い事項について、専門委員に参考人又は政府参考人として出頭を求め、その意見又は説明を聴くことがあります。

○５月２０日　衆議院農林水産委員会（基本施策に関する件）
　山内一也（プリオン専門調査会）
○６月２７日　参議院農林水産委員会（牛海綿状脳症問題に関する件）
　吉川泰弘、金子清俊（ともにプリオン専門調査会）
○８月　４日　衆議院農林水産委員会（基本施策に関する件）
　唐木英明（リスクコミュニケーション専門調査会）

4　専門委員の服務について

食品安全委員会の専門委員は、専門の事項を調査審議させるため内閣総理大臣が任命する非常勤の職員（食品安全基本法第３６条）です。

専門委員は、非常勤の職員とはいえ、国家公務員法第２条の規定による一般職国家公務員ですので、国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければなりません。ただし、同法附則第１３条、政令及び人事院規則の定めるところにより、同法の服務に関する規定のうち、①服務の宣誓、②政治的行為の制限、③私企業からの隔離、④他の事業又は事務の関与制限　に関するものは適用されません。

ここでは、同法の服務に関する規定のうち、専門委員に適用されるものについて、簡単に解説します。

１　服務の根本基準（法第９６条）

日本国憲法第１５条第２項の規定の趣旨に則り、国家公務員法は服務の根本基準を定めています。

専門委員は、国民全体の奉仕者であって、食品関連事業者、関係団体等一部の国民の奉仕者ではないこと、公共の利益のために勤務すべきであって、いやしくも個人的な利益等のために勤務してはならないことに留意する必要があります。

２　法令及び上司に従う義務（法第９８条第１項）

法治主義を実現するため及び行政機能が円滑かつ統一的に発揮されるため、専門委員は、法令及び法令を具現化する食品安全委員会又は会務を総理し委員会を代表する食品安全委員会委員長の、専門の事項の調査審議に係る職務上の命令に従うことが義務づけられています。

３　争議行為等の禁止（法第９８条第２項）

一般に、国家公務員が集団で行う怠業（サボタージュ）その他の争議行為等は、業務の停滞を招き、公共の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあり、全体の奉仕者である国家公務員の地位の特殊性と相容れないことから、たとえ非常勤の職員であっても禁止されています。

4　信用失墜行為の禁止（法第９９条）

専門委員は国民の負託を受けて専門の事項に関する調査審議等に当たるものであり、専門委員が非行に及ぶときは、本人及び本人の職務に対する信頼はもとより、食品安全委員会の業務全体に対する信用を失い、ひいては、食品健康影響評価の円滑な実施等に支障を生じるおそれがあることから、国民の信用を損なう行為は禁止されています。

行為は職務に関連しているか否かを問いません。具体的には、飲酒運転、暴行・けんか、痴漢行為等が国民の信用を損なう行為に該当します。

5　秘密を守る義務（法第１００条）

調査審議においては、専門調査会における審議の前に情報が外部に漏れることで円滑な食品健康影響評価等の実施に支障が生じる場合や、審議結果の決定後であっても他国又は国際機関に関する非公開情報のようにそれを公にすることにより当該他国又は国際機関との信頼関係を損なう場合もあります。また、調査審議に際して得た個人情報、知的財産に係る情報等を漏らすことで、個人や法人の利益を損なう場合もあります。したがって、専門委員には守秘義務が課されています。

なお、守秘義務は、専門委員を辞めた後にも課せられます。

6　職務に専念する義務（法第１０１条）

専門委員は、職務の遂行を通じて国民全体の奉仕者としての使命を全うするものであることから、専門調査会の開催時間、各種の打合せの時間など所定の勤務時間内は全力を挙げて職務の遂行に専念すべきであるとされています。

7　服務に関する規定に違反した場合の処分（法第８２条）

専門委員が国家公務員法に違反した場合には、同法第８２条の規定により、免職等の懲戒処分となることもあります。懲戒処分は、同法第８４条の規定により、専門委員の任命権者である内閣総理大臣が行います。

なお、専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からでなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由になることはありませんが、この場合は、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないよう留意する必要があると考えられます。

（参考）

○国家公務員法（抄）

（昭和二十二年十月二十一日）
（法律第百二十号）

（懲戒の場合）

第八十二条　職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一　この法律若しくは国家公務員倫理法 又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令並びに同条第四項及び第六項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三　国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

②　（略）

（懲戒権者）

第八十四条　懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

②　（略）

（服務の根本基準）

第九十六条　すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

②　（略）

（法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止）

第九十八条　職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

②　職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

③　職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開

始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

（信用失墜行為の禁止）

第九十九条　職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第百条　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②～④　（略）

（職務に専念する義務）

第百一条　職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

②　（略）

５　食品健康影響評価技術研究の概要

食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価（リスク評価）の推進のため、平成１７年度より新たにリスク評価ガイドライン、評価基準の開発に関する提案公募型の研究を開始することとしました。

研究の具体的内容は以下のとおりです。

(1) 研究概要

本研究はリスク評価ガイドライン・評価基準の策定等にかかる「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により実施されます。

研究費は以下の手順で執行されます。

① 当委員会において研究領域を決定
② 決定された研究領域についてＨＰ等で広く国内外に募集
③ 提案された研究企画を当委員会で審査し、課題を採択
④ 採択研究課題に対し委託費として競争的研究資金を交付

(2) 研究予算　最高４千万円程度（単年度１課題当たり）

(3) 研究期間　原則３年間以内

(4) 研究主体　大学・試験研究機関等

(5) スケジュール

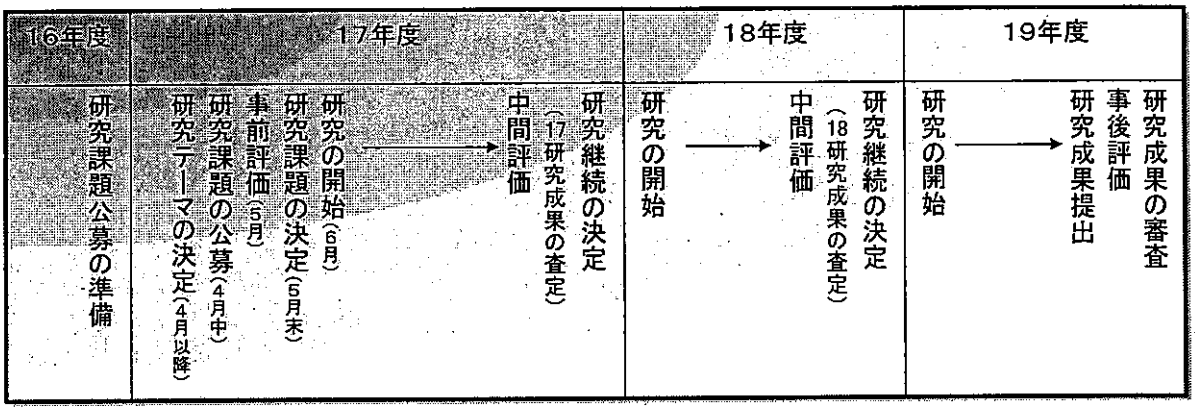

平成１７年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧

○化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討	津田洋幸	名古屋市立大学

○食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究	広瀬明彦	国立医薬品食品衛生研究所

○プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態	小野寺 節	東京大学

○微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究	牧野壮一	帯広畜産大学

○タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究	八村敏志	東京大学

○食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究	春日文子	国立医薬品食品衛生研究所

○食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域

研究課題名	主任研究者氏名	所属組織
効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究	関澤　純	徳島大学
食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類	今村知明	東京大学

内閣府食品安全委員会事務局
情報・緊急時対応課

6 「食品安全総合情報システム」の一部運用開始について

食品安全委員会が平成１６年度から１８年度の間に構築する「食品安全総合情報システム」のうち、食品安全委員会が収集した国内外の食品安全関係情報のデータベース（食品安全関係情報データベース。以下「食品安全 DB」という。）を平成１７年６月１日から公開いたしました。

食品安全 DB に掲載している情報は、世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）等の関係国際機関、欧州食品安全機関（EFSA）、米国食品医薬品庁（FDA）等の政府機関による公表情報を食品安全委員会が仮訳・要約したものです。これらの情報については、時期別、地域別等の項目指定による検索、及び情報に含まれる文字による検索が可能です。

食品安全 DB には、食品安全委員会ホームページ（http://www. fsc. go. jp/）の「食品安全総合情報システム」コーナーからアクセスして下さい。なお、食品安全 DB のご利用に際しましては、公開 Web システムのメニュー画面に掲載している下記注意事項をご確認下さい。

また、「食品安全総合情報システム」では、今後、食品安全 DB に加え、食品安全委員会が開催した委員会会合、専門調査会、意見交換会等の会議資料を掲載した「会議資料データベース」、食品安全委員会が実施した調査事業の報告書を掲載した「調査事業データベース」、食品安全委員会が作成したファクトシートや Q&A を掲載した「ファクトシート・Q&A データベース」を本年８月を目途に公開することとしております。

記

○食品安全関係情報データベースに関する注意事項

本データベースには、食品安全委員会が収集した食品安全に関する国際機関、国内外の政府機関等の情報を掲載しています。

掲載情報は、国際機関、国内外の政府機関等のホームページ上に公表された情報から収集したものですが、関係する全ての機関の情報を確認しているものではありません。また、情報内容について食品安全委員会が確認若しくは推薦しているものではありません。

掲載情報のタイトル及び概要（記事）は、食品安全委員会が和訳・要約したものであり、その和訳・要約内容について情報公開機関に対する確認は行っておりませんので、その文責は食品安全委員会にあります。

情報公表機関からの公表文書については、個別項目の欄に記載されている URL からご確認下さい。ただし、記載されている URL は情報収集時のものであり、その後変更されている可能性がありますので、ご了承下さい。

利用方法

この食品安全総合情報システムは次のような構成になっています。

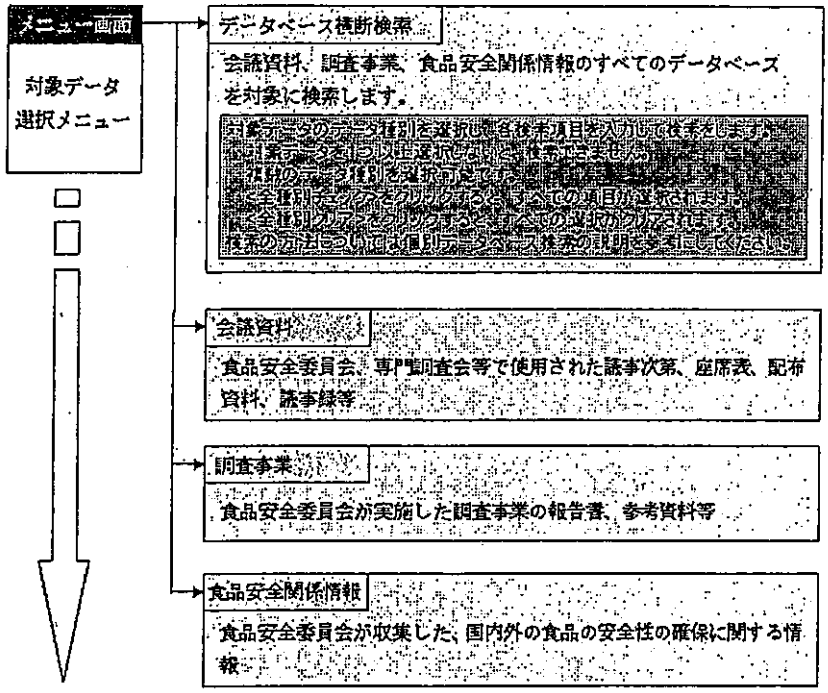

実際のメニュー画面です

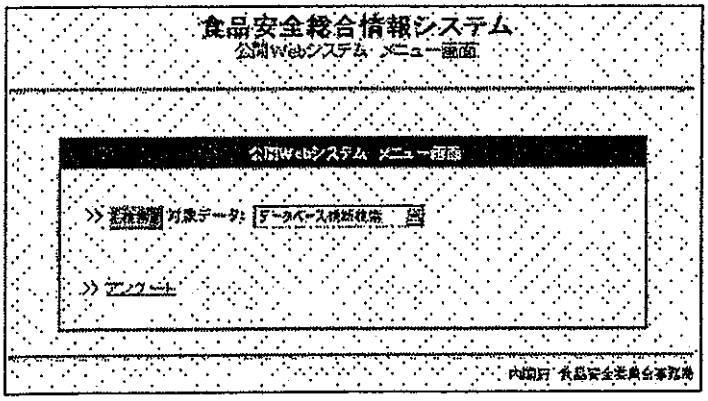

対象データのデータ種別を選択し、各検索項目を入力して<検索>ボタンをクリックします。
——[検索設定]画面が開きます。

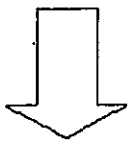

「会議情報」を選択した場合の個別データベース検索例

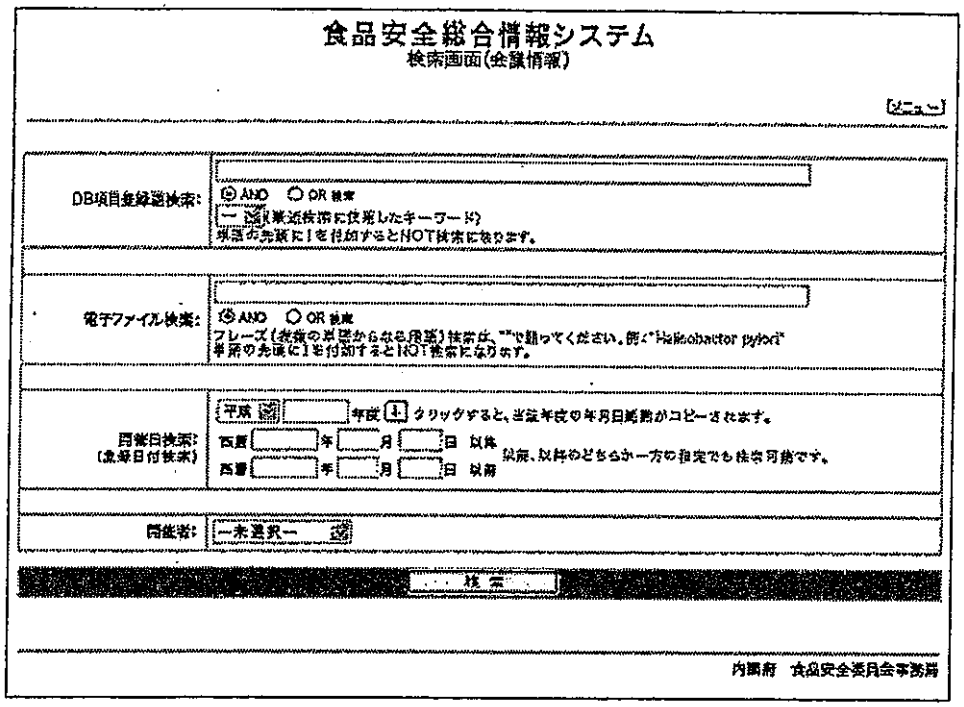

1 検索の方法として、次の4つがあります。
(1)分類検索
(2)DB項目登録語検索
(3)全文検索
(4)資料日付検索

2 検索の利用方法

(1)分類検索
・データの分類で検索します。
・分類を各ドロップダウンリストから選択します。
・左側の「分類」欄から先に選択すると、それに対応して右側の「分類」欄のドロップダウンリストの内容が変わります。
・選択した分類はデータベースの種別を特定するものではなく、キーワードとして扱われ、「DB項目登録語検索」に指定したキーワードとあわせてAND(かつ)検索される

(2)DB項目登録語検索
・DB項目登録語を入力して検索します。
・検索語は、半角スペース、または全角スペースで区切って複数指定可能です。
複数指定の場合、AND(かつ)検索するかOR(または)検索するかを、下のラジオボタンで選択します。
・その下の選択は、前回以前の検索で使用した検索語を検索語入力欄にコピーするもので、入力支援用です。

(3)電子ファイル検索
・入力した検索語により、電子ファイル内を検索します。
・検索語は、半角スペース、または全角スペースで区切って複数検索可能です。
複数指定の場合、AND(かつ)検索するかOR(または)検索するかを、下のラジオボタンで選択します。
・検索語の前に「!」を付けた場合、NOT(～を含まない)検索になります。
・「""」(ダブルクォート)で囲った場合は、フレーズ(複数の単語からなる文章等)として識別します。
・検索語に使用できるのは、半角英数字、JIS第1第2水準の全角文字です。
半角カナ、記号、全角のJIS第1第2水準以外の文字は、動作保証しません。
また、全角カナのみからなる検索語は、全角カナ、半角カナの両方を検索対象とします。

(4)資料日付検索(諮問書受付日検索)
・入力した資料日付で検索します。
・年度を入力して<↓>をクリックすると、当該年度の年月日範囲が下の欄にコピーされます。
・「以降」「以前」どちらか一方の指定でも検索可能です。

検索キーワード等の入力が終わったら、ページ一番下の<検索>ボタンをクリックすると検索結果が表示されます。

閉じる

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9218 FAX 03-3581-2237
プライバシーポリシー | リンク・印刷について
Copyright © 2004 Food Safety Commission. All Right Reserved.
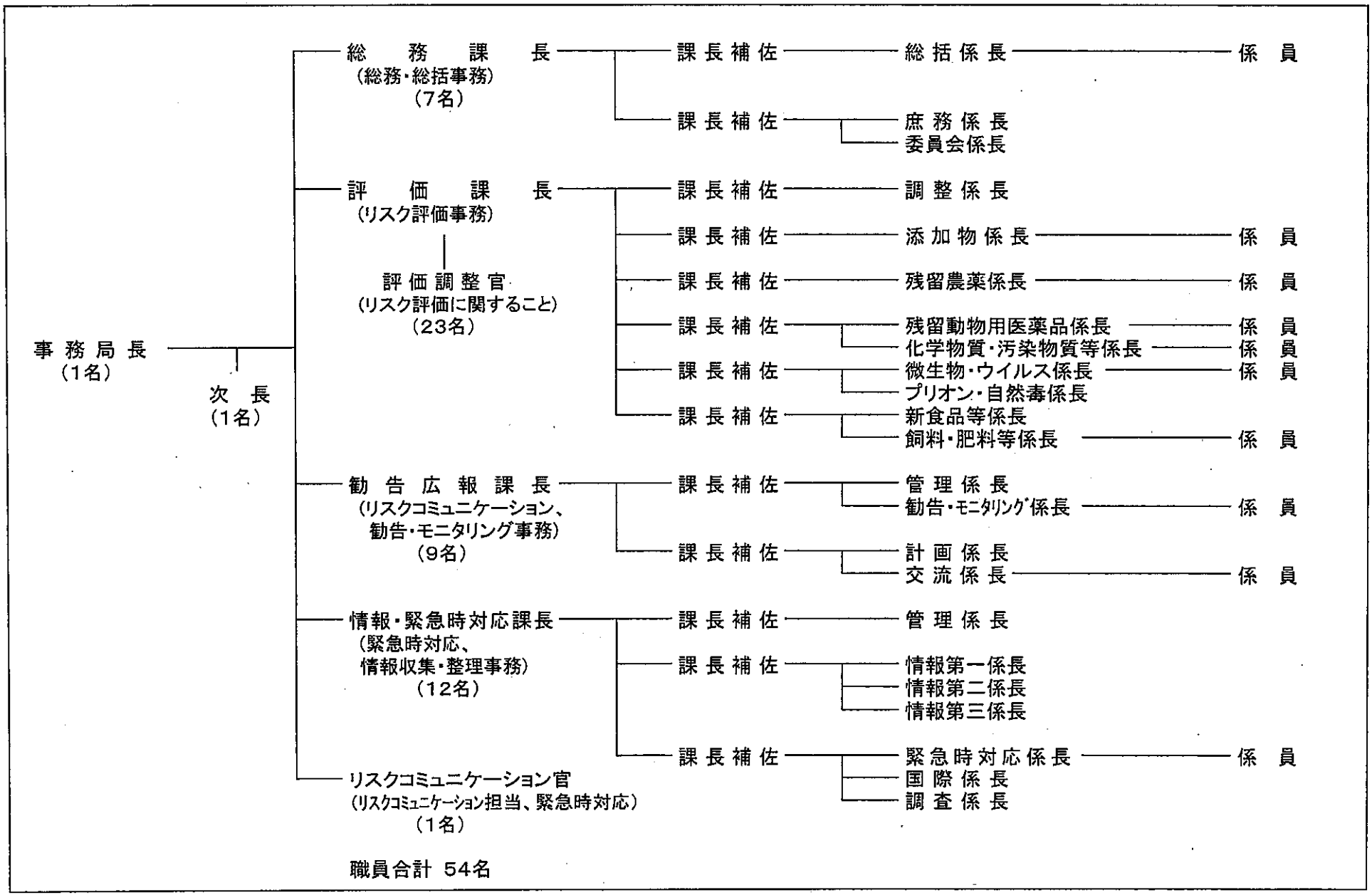
【7　食品安全委員会事務局組織図】